

情報通信技術を用いた悪質商法への対応

Hidden Traps on Line

－ワンクリック詐欺の手口と対処法－

－How to Prevent One-click Fraud－

吉松 恵子[†]

Keiko YOSHIMATSU[†]

[†] 国民生活センター相談調査部 National Consumer Affairs Center of Japan

E-mail: [†] k-yoshimatsu@post.kokusen.go.jp

1. はじめに

悪質商法とは、消費者問題を発生させる事業者の手口（＝販売方法）である。

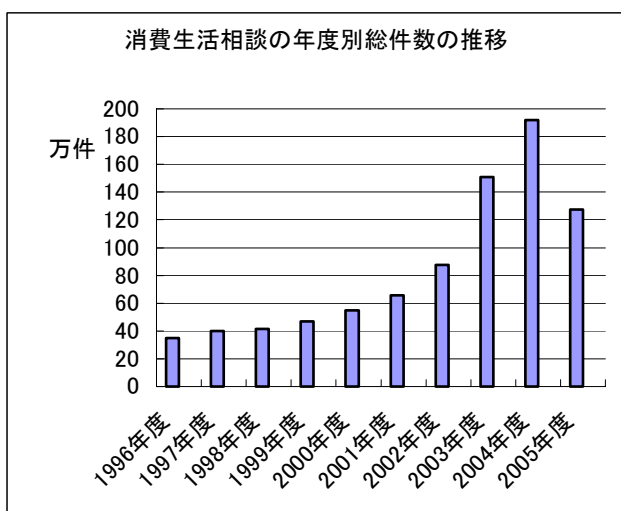
消費者問題とは「消費者が事業者から購入する財・サービスから受けるまたはその取引に関連して受ける肉体的・経済的被害、または不利益」を意味する。

消費者問題が発生する原因として、次の二つが挙げられる。①消費者と事業者間に情報量・交渉力の格差があること ②この格差に乗じて消費者から不当な利益を得ようとする悪質事業者がいること

本稿では、情報通信技術を悪用して、消費者と事業者間の情報量・交渉力の格差に乗じ、消費者から不当な利益を得ようとする事業者の手口を分析し、彼らにだまされないための知恵と方法をご紹介します。

2. 情報通信技術を用いた悪質商法の実態

2.1 消費生活相談件数の推移



データは2006年5月末日までの登録分

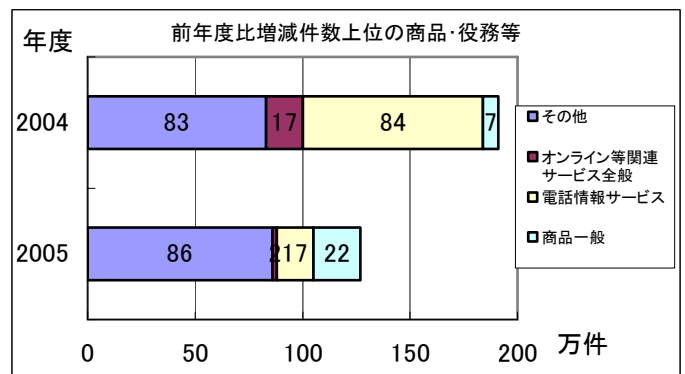
「PIO-NETに見る消費生活相談」より

全国の消費生活センターに寄せられる消費者トラ

ブルに関わる相談件数は増加の一途をたどり、2004年度に過去最高の191万件を記録した。一般に、被害を受けた消費者が消費生活センターに相談する割合は5%以下であることを踏まえると、実際の被害件数はその20倍に及び、国民の3人に1人が被害を受けている可能性がある。

相談件数を急上昇させた理由は、ワンクリック詐欺を典型とする架空請求被害である。ワンクリック詐欺に関する相談は、多くの場合、パソコン（「オンライン等関連サービス全般」）や「電話情報提供サービス」をめぐるトラブルとして記録される。

2.2 「オンライン等関連サービス全般」と「電話情報サービス」に関する相談件数の最近の特徴



2004年度は全相談の半数以上（191万件の内101万件）がパソコンや電話によるサービスに関するものだったことがわかる。2005年度でも約15%を占める（127万件のうち19万件）。

これらのトラブルが全盛期には消費生活センターの電話回線をふさぎ、相談業務をパンクさせた。

3. ワンクリック詐欺とは何か

パソコンや携帯電話でインターネットにアクセスし、画面上でクリックしただけで金員を請求する詐欺の手口をワンクリック詐欺と通称する。警察はワンク

リック詐欺を振込め詐欺の一類型としている。

3.1 ワンクリック詐欺の具体的な手口

(1) 代表的な流れは以下のようなものである。

広告メールに記載された URL をクリック 又は
ウェブサーフィン中に HP の画像をクリック



画面がアダルトサイトに切り替わる



登録完了として高額な料金を請求される

(2) 登録完了時には以下のような内容が表示されることが多い。これは、消費者に自らの個人情報を取得されたと誤認させることが目的である。

❖ パソコンの場合

- ・ IP アドレス
- ・ 接続プロバイダー名
- ・ メールアドレス
- ・ ID, パスワードなど

❖ 携帯電話の場合

- ・ 個体識別番号
- ・ 携帯電話会社名
- ・ 機種名
- ・ 所在地情報
- ・ メールアドレスなど

(3) 料金

3万～8万程度を口座に振り込むよう指示

(3日以内など短い支払期限を設定し、期限を過ぎた場合は高額な遅延損害金を課すのが一般的)

(4) その他の表示

支払いが確認されない場合は、プロバイダーから個人情報を取得して自宅に回収に向く、その際には回収費用を加算して請求するなど記載されている。

4. 支払い義務はあるか

4.1 契約は成立しているか

(1) 売買契約の成立条件：申込みと承諾の合致

契約が成立するためには、契約を特定した上で売主と買主の意思が合致することが必要である。

(2) 契約を特定するもの：契約内容と取引条件

すなわち、契約が成立するためには、最低の条件として、契約内容と取引条件（価格等）が特定されたうえで意思の合致があることが必要である。

しかし、上記のプロセスにおいてそれは存在しない。



契約は成立していない

4.2 支払い義務はあるか

支払い義務はない

5. 規約が表示されていた場合

「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」に基づき申込みの錯誤無効が主張できる。



契約は無効となる



支払い義務はない

6. 消費者の個人情報は取得されてしまったのか

表示された情報は虚偽又は無意味なものである。



請求に必要な個人情報は取得されていない

7. トラブルに巻き込まれないために

7.1 未然防止のアドバイス

興味本位のアクセス、不用意なクリックはしない。

7.2 ワンクリック登録に遭遇したら

(1) お金を支払わない。

支払うと架空請求のターゲットになる（カモリストに掲載される）

(2) メール、電話などで事業者に連絡しない。

連絡することは個人情報を提供することである。
→請求に利用されたり他業者に販売される。

(3) サイト名、URL、画面、利用規約などの記録を残す。

証拠を確保して後日の紛争に備える。印刷しておくとうい。

文 献

[1] “PIONEERに見る消費生活相談” 国民生活センター刊 消費生活年報 2006, pp.12-13, Oct.2006.

[2] 国民生活センターホームページより

URL: http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/click.html